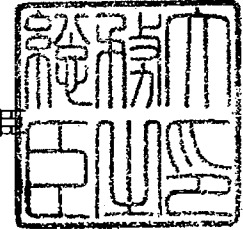




総統支第114号  
平成31年3月12日

各 位

総務大臣



経済センサス - 基礎調査の実施について (依頼)

日頃より、総務省統計局が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。  
総務省統計局では2019年6月から2020年3月までの期間で「経済センサス - 基礎調査」を実施いたします。

この調査では調査員が全国全ての民営事業所の活動状態を外観などから把握するとともに、新たに把握した事業所には調査票を配布することとしています。

つきましては、上記の期間中に調査員が貴団体に属する各事業所を訪問させていただく場合がございますので、その際には調査に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

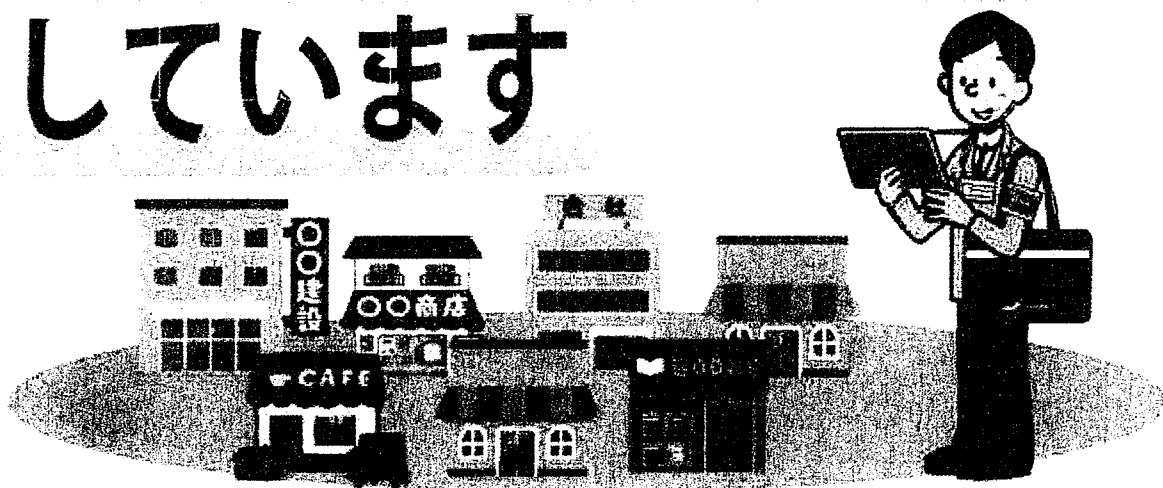
【連絡先】

総務省統計局経済センサス - 基礎調査担当

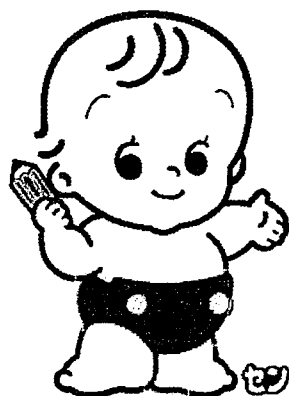
電話：03-5273-1027 (直通)

E-mail：p-kouhou@soumu.go.jp

# 経済センサス - 基礎調査を 実施しています



総務省統計局では、都道府県・市町村を通じて「経済センサス - 基礎調査」を実施しております。



センサスくん

この調査では、2019年6月から2020年3月までの期間に、調査員が全国すべての事業所の活動状態を実地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより調査を行います。

調査にご理解とご協力をお願いいたします。

## 「経済センサス - 基礎調査」について

### 調査の目的

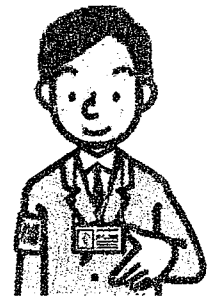
- この調査は、我が国のすべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

### 調査の根拠

- この調査は、「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務（報告義務）があります。

## 「経済センサス - 基礎調査」の調査員について

- 調査員は、都道府県知事に任命された地方公務員で、その身分を示す「調査員証」を携帯しています。
- 調査員などの調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らすことは、「統計法」の規定により固く禁じられています。

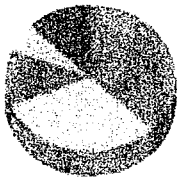


## 「経済センサス - 基礎調査」の調査方法について

- 調査員は、担当する地域に所在するすべての事業所について、外観等によりその名称、所在地、活動状態等を確認し、その結果を『調査員用端末』（タブレット端末）に入力します。
- 新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布します。
- なお、外観等により確認できない場合は、近隣の方々に事業所の所在や活動状態等について、お尋ねすることがあります。



## 過去の「経済センサス」の調査結果は、インターネットなどでご利用いただくことができます



- 調査の結果は大切な資料として、あなたの暮らしや身近な地域、そして日本の「未来」のために役立てられます。
- 過去の調査結果など、調査についての詳しい内容は、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

【総務省統計局ホームページ「経済センサス」のページ】

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/index.html>

経済センサス



## 調査に関するお問い合わせ先

### 経済センサス - 基礎調査コールセンター



0120 - 500 - 553

(通話料は無料です)

- 受付期間 2020年5月29日まで  
(土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
- 受付時間 午前9時30分～午後6時
- ※ 番号のおかけ間違いにご注意ください。